

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.24

2013年2月21日発行



さいたま地裁外で待つ  
支援者に勝訴を伝える  
弁護団

## さいたま地裁判決

### 全面的勝訴

2月20日、さいたま地方裁判所第2民事部中西茂裁判長は、生活保護行政の違法性を問うた国家賠償請求事件について、原告らの訴えをほぼ全面的に認め、被告三郷市に対し約五百三十七万円の賠償金の支払いを命ずる判決を下しました。

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、22回の口頭弁論が行われ、提訴から5年を経過しての全面的勝利の判決となりました。支援者のみなさまには、大変長い間のご支援ありがとうございました。引き続き、「三郷市が控訴しないよう求める要請書」の署名にご協力ください。

### 原告弁護団長 概要報告

三郷生活保護裁判の傍聴席は、35席と限られていたため抽選からもれた支援者に、弁護団から判決結果は、「勝訴」と旗が掲げられました。駆けつけた70名程の支援者から、旗を囲んで拍手が起りました。

裁判所から埼玉弁護士会館に場所を移して、原告弁護団長によって判決の概要が説明がされました。今回の裁判での請求は未支給の生活保護費など総額約950万円でしたが、判決によって被告から原告に支払うべきとされた金額の合計は約537万円です。これは慰謝料として認定された金額が請求よりも少なかったことが主な原因であり、事実関係については原告の主張がほぼ全て認められた額であること。



### 詳細報告

最初の申請は、原告は

かつたと主張していません。原告は、少なくとも面接記録が残っている平成17年2月1日には申請を行なっていると主張していません。

判決は、平成17年3月の面接では申請権の侵害があったと認め、平成17年3月以降生活保護を申請していれば得られた生活保護費を支払うよう被告に求めました。そして、転居による生活保護打ち切りも違反と認めました。よって、95%は勝訴であるということでした。

平成17年2月1日だと主張しましたが、判決では申請は認められませんでした。平成17年3月22日の面接については、明確な申請行為はなかったが、面接者による説明が、「もつと働かなければならない、親戚からの援助を受けなければ申請はできない」と原告に誤信させる誤ったものであり、申請権の侵害があったと認定されました。平成17年11月9日の面接については、申請行為があり、申請を受けなかったことは被告の審査応答義務違反であると判断されました。平成18年5月1日の面接についても同様でした。

そして、判決の総論において、相談者に対して、要保護性がないことが明らかでない限り、相談者に申請意思があることが明らかである、あるいは相談者に申請意思があることが推測されるにも関わらず、申請意思の確認をしないこと、親族等の援助を受けようと言うなど、相談者が生活保護を受けることができないうなどの誤解を与えるような発言をすることは、申請権の侵害であると述べています。

住宅扶助の不支給について、家賃滞納はあり、賃貸契約については確認すべき状態にはあったが、家賃の金額の確認は可能であり、不支給とする合理的理由はないとし、被告の義務違反を認めてます。

市外転居については、転居指導に違法性はなく、原告に三郷市に住み続けたいという意思があったことは認めるが、市内の転居を認めなかった証拠はなく、転居を勧めたこととの合理性はないが市外へ追い出そうとしたとまでは認められないとしました。

転居の際の移管通知義務違反については、原告が自立できる状態にないことは明らかなのに、原告が自ら積極的に自立しようと思つたとは考えにくく、ケースワーカーからの提案で真意ではなかったが自立すると表明したと推定されるとし、被告に過失があったとしました。

転居後に転居先で生活保護の申請をしてはならないと指導したことがないとは、そうした発言があったことを認定し、申請権の侵害であり、原告の自立の意思表示が真意ではなく、それを推定することも可能であったと

め、被告の義務違反であると判断しました。

慰謝料については、平成17年3月から平成18年5月まで、受給できたはずの生活保護を受けられなかった精神的苦痛に対して20万円、妻は直接複数回申請権侵害を受けていることが加味されて40万円とされました。

## 原告コメント

長男である原告は、弁護団の先生たちと支援してくれた方々のおかげでこうした結果が出たと思う、亡くなった父にもこの結果を伝えたいと述べました。

亡くなった原告の妻である原告は、体調を崩してしまつて報告会には出席できませんでした。電話で判決の報告を受け、話で判決の報告を受け、びつくりして言葉も出ないが、主人もこの判決に喜んでいられると思う、これから生活保護を受けようとしていられる人たちがきちんと受けられるようになるとよい、支援に感謝していることと述べていたことでした。

## 判決確定に向けて

最後に支援する会から、控訴をさせず、判決を確定するための要請の呼びかけが行なわれました。

## 弁護団声明

本日、さいたま地方裁判所は、被告三郷市が、原告ら世帯を生活保護の窓口で繰り返し門前払いした上、弁護士の同行により、ようやく生活保護が開始になった後も、生活保護の利用を妨げる行為に出た事実を認定し、原告らの訴えをほぼ全面的に認め、被告三郷市に対し、537万円余りの損害賠償の支払を命じる判決を言い渡した。

本件は、世帯主が白血病に倒れ、生活に困窮した原告ら家族が、幾度となく生活保護の利用を求めて三郷市役所を訪れたが、三郷市が、これを申請と認めずに1年以上生活保護の利用を拒否し続けた上、保護開始決定後わずか3か月で、原告らを転居させて保護を打ち切ったというものである。この間、前途を悲観した原告ら家族は、一家心中の瀬戸際まで追い込まれた。

本件訴訟の開始にあたり、世帯主の妻は、原告の1人として次のような意見を述べた。「夫は白血病で、今も命に関わる重い病気と闘っています。そんな状態の夫が、この裁判の原告になることを決意したのは、生活保護の仕事をしている役所の方々が、この裁判を通して、苦しんでいる人たちに救いの手をさしのべる優しさを取り戻して欲しい、これからは、私たちと同じような辛い目に遭わせないで欲しい、と思っているからです。…是非、夫が生きている間に、…私たちの訴えを認めて下さい。」。残念ながら、世帯主は判決を待つことなく白血病で早世したが、この願いが本件訴訟の出発点であり、原告らが、生活保護に関する偏見が社会に蔓延している状況の中で、勇気を奮い起こして、この裁判の原告となることを決意した理由である。

本件のように、生活保護の窓口で申請さえ受け付けない、あるいは、生活保護開始後に理由なく保護から締め出すという違法な運用は、全国各地で横行している。本件は氷山の一角である。昨年1月には、札幌市白石区で、40代の姉妹が、3回に渡り生活保護の申請させてもらえず餓死し、また、2007年の本件訴訟提起の直前には、北九州市で生活保護を打ち切られた52歳の男性が「法律はかざりか」と書き残して餓死するなど、生活保護の利用から排除された結果、餓死・孤立死するという事件が後を絶たない状況にある。

本判決は、このように、各地に違法な運用が広がっている中で、①生活保護の申請を受ける窓口の運用について、身内からの援助を求めなければ生活保護を受けることができないなどと誤解を与える説明をして申請を妨げることは申請権を侵害する行為であると断じ、②生活保護開始後に都内への転居を勧めた上で、転居先の区に原告らの転居を通知せず、また、区内で生活保護の相談に行つてはいけないと述べたことは原告らの生活保護を受ける権利を侵害するものであるとして、生活保護行政の過ちを厳しく指摘したものであり、各地の生活保護行政のあり方に警鐘を鳴らし、誤った運用の是正につながるものとして、高く評価する。

当弁護団は、本判決を受けて、被告三郷市に対し、原告らに謝罪し、控訴権を放棄して判決に従い、原告らの被った損害を直ちに賠償するよう求めるとともに、以下の再発防止のための措置を講じるよう求める。

- 1 生活保護の相談にあたっては、生活保護制度について十分な説明を行い、保護申請意思を確認すること
- 2 申請意思が確認された市民には、速やかに申請書を渡すとともに、申請手続の助言を行うこと
- 3 申請意思の有無については、面接記録票にチェック項目を設けるなどの方法により確実に記録すること
- 4 申請書は、福祉事務所カウンターなどの市民が自由に手に取ることができる場所に常備すること

2013年2月20日

三郷生活保護国家賠償請求訴訟原告弁護団

団 長 中 山 福 二